

清朝末期の候補官僚と人事評価

——光緒初年の官僚試験制度導入を中心に——

水 盛 涼 一

導言

一八四〇年のアヘン戦争を序幕とする清朝末期とは、内憂外患の難問が山積した時期であった。そして太平天国、捻軍、雲南回民起義、清仏戦争、日清戦争、義和団といった大規模な事件が発生するなかで中国はその様相を急速に変容させていく。その顕著な一齣として、官僚数の大規模な増加が起こったのであった。それは捐納と呼ばれる売官制度、また保拳と呼ばれる有功者への推薦によるものが大きい。とはいえ、あくまで正規のポストが官僚数に応じて増えることはない。こうして任官——すなわち「補」——されるのを候つ、いわゆる候補官僚が増大し、大規模な洪滞現象を惹起することとなったのである。

ただし、清朝は並行して近代化の推進や太平天国との戦争で荒廃した地域の善後諸事業を行い、またその財源確保のために釐金をはじめとする新税導入を図った。こうして科挙官僚をも含む候補官僚たちは多様な新規事業の担い手として各所へ「委員」として派遣されることとなり、それ以前の王朝における官僚洪滞、例えば「員多闕少」などとは異なり、候補官僚の過剰供給に対する一定の需要を創出し続けることとなった。以降、清朝末期の地方政治は、日々増加する候補官僚の処遇と新規事業の運営とが最重課題となったのである。本稿が対象とする候補官僚に対する試験制度の導入もまた、官僚処遇問題に対する一つの回答であった。このうち捐納制度については、すでに許大齡により先鞭がつけられている^①。その内容は漢代における売官制度の端緒から説き起

こし、清一代における捐納制度の沿革、制度運営、社会における捐納制度への認識を論じるものであった。また、日本でも近藤秀樹が全国官僚名簿『大清縉紳全書』の分析から科挙官僚と捐納出身者との関係性の变化を明らかにした³⁾。そして伍躍がこの二者の研究を深化させ、捐納制度の発展と官僚社会の変容を考察している⁴⁾。しかし、許大齡以来の研究は基本的に官僚への入り口たる捐納制度そのものを論じるものであるため、捐納により官僚たりえた者の処遇について触れることは少ない。その中で、伍躍のみは捐納等の候補官僚が就任した州県官代理である「署理」や前述の「委員」についても論じる⁵⁾。ただし、伍躍は主に候補官僚の処遇として署理や委員に触れるのみで、人事査定制度については論及しない。そして伍躍は筆者と同時期に職員名簿や官僚設立にかかると同郷団体への関心を深めていくこととなった⁶⁾。

それに対し、蕭宗志は専著によって候補官僚の実態、委員としての勤務状態、任職後の組織関係、そして選任体制について広汎に論じ⁷⁾、その中で光緒初年の官僚試験制度導入についても言及した。また、地方官僚に対する教育や試験は清朝最末期に設置された課吏館へと結実することとなるが、蕭はこの課吏館制度についても別稿にて論証を行っている⁸⁾。なお、課吏館は教育面において法政学堂を通じて現代の大学へ発展したため、一定の注目を集めている⁹⁾。ただし、課吏館に関する研究はおしなべて二十世紀初頭の全国的な課吏館成立以降を論じるのみで、同治末年から光緒初年にかけての官僚試験制度導入を論じるものではない。前述蕭宗志著書のみが唯一光緒初年の状況について論じるものの、著書の主眼が試験制度導入に置かれていないためであろう、行論において『光緒朝東華録』や官僚の個人文集を利用するに留まり、分析も三ページほどに留まる簡単なものとなっている。

そこで以下より、上海にて発行されていた新聞『申報』の記事、論旨や上奏の集積である『京報』や『邸抄』、また地方官衙の動静を伝える「撫轅事宜」(ともに『申報』に転載されていた)を中心とし、同治末年に始まる官僚に対する試験制度の淵源、成立、そして展開について検討を行っていく。『申報』は当時の官僚の相互理解や合意形成に裨益していたことが知られており、文集や実録に収録されなかった地方官の上奏、あるいは新聞への投書——おそらく試験対象者およびその係累による心情吐露——の応酬からは、朝廷、地方大官、候補官僚たちの重層的な関係性を観察することも出来よう。そしてここより当時の地方各省が試験制度の導入を模索した理由を明らかにし、またその後景に存在した官僚社会の様相を説明するものである。

一 個人面接試験の始動

候補官僚たちは「分発」なる制度——全土の中から籤引により省単位で勤務地を決定する——により、地方各省において就職の機会を待つこととなった。しかも「指省分発」なる分発対象の捐納も盛行する。結局、特定の省へ分発される候補官僚は増加の一途をたどり、督撫により分発の一時停止が請願されるようになった。例えば同治十二年（一八七三年）には河道総督の喬松年や江蘇巡撫の張樹聲が自省への分発の停止を請願し、許可されている¹¹⁾。そのほか、光緒四年（一八七八年）には貴州や浙江、光緒六年（一八八〇年）には貴州、光緒九年（一八八三年）には山西や江西において分発の停止が請願される¹²⁾。うち、この浙江巡撫による上奏は、官僚渋滞の状況を数値をもって明示している。この巡撫梅啓照によれば、浙江省において巡撫による選任が許される「外補」の地方官は一道五府のみであるにもかかわらず、候補道台は二〇名あまり、候補知府は六〇名あまり存在し、また同通二四に對し候補同知・候補通判は二〇〇名あまり、州県七六に對し候補知州・候補知県が三〇〇名あまり、そして佐雜二〇〇ほどに對し候補官僚が一〇〇名ほども存在していたという。

こうした候補官僚の増加は、地方官僚の問題だけに留まらず、中央官僚の処遇にも大きな影響を与えていた¹³⁾。光緒前半期までの分発の弊害については、やはり分発の停止を請願する札科給事中孔憲毅や、分発そして捐納そのものの停止を訴える署都察院左副都御史張佩綸の上奏によって知ることができる¹⁴⁾。それでもなお捐納は停止されることはなく、結果として官僚数膨張は継続することとなった¹⁵⁾。官僚の増加が止まらないのならば、増加停止とは異なる方法での官僚社会の秩序維持が模索されることになる。それが以下に述べる各省到着一年の候補官僚に対する面接試験の実施であった。

さきにも紹介した『申報』の第一号は同治十一年（一八七二年）三月二十三日に発行されたが、その二週間ほど後の同治十一年四月初十日付の記事「（三月）二十二日京報」には、山西巡撫鮑源深による「同知州県年滿甄別摺子」なる上奏が収められている。その内容は、山西省到着後一年の経過した軍功候補直隸州知州の潘家鈺以下六名について、布政使と按察使が該当官員の履歷書を作成し、鮑源深が面接を行い、「知州本班にて繁缺において任用する」などの評価を与えたというものである。こうした、各省に

分発され一年の経過した委員に対する督撫による面接試験の結果報告は、以降の『申報』『京報全録』に類出することになる。

ただし、この鮑源深の上奏は後に見られる同様の上奏と比べて特異な存在である。というのも、この候補官僚への面接実施について、遵守すべき事例を明示し上奏しているのである。ここで引用されたのは嘉慶十六年上諭、同治五年上諭、および吏部の章程であった。そのうち、嘉慶十六年（一八一一年）の上諭とは、嘉慶十六年八月十五日に湖南巡撫景安による湖南試用知府雙成の奏留に対して下された上諭である。⁽¹⁶⁾ また、同治五年（一八六六年）の上諭とは、同治五年三月十九日に翰林院檢討董文渙の上奏に対して下された上諭である。⁽¹⁷⁾ なお董文渙の上奏は『皇朝經世文統編』に収められているが、董文渙は所説の根拠として雍正三年（一七二五年）の御製『大清律集解』序および乾隆七年の上諭を引用している。⁽¹⁸⁾ 乾隆七年（一七四二年）の上諭とは、新たな六部の『則例』が編纂されるなかで乾隆七年正月二十九日に下されたものである。⁽¹⁹⁾ 董文渙の挙げたその規定は百二十年を遡るものである。ここでこのような旧例が引かれるとすれば、少なくとも同治年間には董文渙の強調する『律例』を課目とした試験制度は空文化していたものである。

これら嘉慶や同治そして乾隆の上諭とは異なり、吏部章程はおそらく督撫に対し候補官僚への面接を積極的に働きかけていたであろう、以降の上奏にも部分引用を多く目にするようになる。この章程については、曾国藩による同治六年（一八六七年）九月十八日の上奏にはほぼ同様の文言が見られるため、⁽²⁰⁾ 鮑源深の上奏より年代を前にする曾国藩所引の吏部章程を確認しよう。

吏部の定めた新たな章程を遵奉し、勞績により保举された知府や知県を査定しましたこと、奏摺を執筆し陛下のご裁可を仰ぎます。吏部の咨文は以下のようでした。道台、知府、知州、知県のなかで、勞績として保举され候補官僚となった者は、どのような理由によるものか問わず、省都に到着した日から計算し、一年が経過した段階で詳細な査定を加えて上奏し、「地方官勤務対象地区の統治難易度である」繁・簡のどちらが適当か決定し任用すること。すでに到着後一年が経過していた者については、この咨文が到着した段階でただちに査定を行い、別途一年の期限を定めないこと。

この部咨に続く上奏の内容は、江寧布政使李宗羲が候補知県の許邦行や候補同知の袁照といった五人について調査し、両江総督曾国藩と江蘇巡撫郭柏蔭が確認を行ったとするものである。彼らの試験に対し、総督曾国藩は布政使李宗羲に二件の批牘を下してい

る。うち第一の批牘は同治六年四月二十四日のものであるが、官僚の査定とは本来吏部の職掌であるとし、外省での実施に疑義を呈するものとなっている。また、第二の批牘はおなじ同治六年の六月九日に出されたが、ここでも曾国藩は接見のみを行うべきとし、試験導入を排する意向を示している。

しかも、曾国藩は同時期に江蘇布政使であった丁日昌に対し、同治六年四月十七日に書札を送り個別試験への反対意見を改めて表明している。²³ その中では、江西において官僚への度々の個別試験により罷免事案が頻発していることに対し、「國藩は頗る以つて然りと為さず」のような強い口調で論難し、また李宗羲への批牘と同様に地方大官による吏部権能の侵犯を批判したうえで、接見の際には善言により教導するにとどめるべきと結論づけ、試験実施の必要性を否定している。こうした曾国藩の試験導入に対する強い拒否反応は管見の限り同治六年にのみ見られるものである。さきに検討した鮑源深の上奏では吏部章程を嘉慶十六年や同治五年に続くものとして引用しており、曾国藩の上奏では章程に対し「部定新章」と述べていた。曾国藩が同治六年に書札により新制度へ疑義を呈していたことから、この吏部章程はおそらく同治五年から六年にかけて頒布されたものと見なすことができよう。

なお、曾国藩の意志とはうらはらに、中央は督撫の面接試験による候補官僚の管理徹底を求めていく。御史袁方域は同治七年に一年期満となった捐納出身の候補官僚に対し督撫の「面して考試を加うるに論一篇・判一道を以つてす」による試験を求め、また同治八年には道台や知府の職について「進士・挙人・五貢の出身者、仍お道府を報捐するを准す」として科挙課程の経験者のみ捐納を許可し、また就任には督撫の厳格な査定を求めた。²⁵ それに対し、吏部は民人の道台知府捐納者が僅少であることから捐納資格者制限の検討は必要ないとしながら、督撫による査定については重ねて推奨し、さらに査定を経た官員に不祥事が発生した場合に督撫を処罰の対象とするなどの提言を行っている。²⁶ なお、御史袁承業は酌補——督撫による順序を度外視した抜擢——が混乱を惹き起こしているとして、面接試験に合格した候補官僚たちを酌補ではなく輪番によつて就職させるべきであると提言を行う。²⁷ しかしその上奏ののちも一年期満の面接実施記事は長く確認でき、また光緒二年の両広総督劉坤一の上奏によれば、²⁸ 「於同治八年八月初十日、准吏部咨開」として、候補官僚の試験日程について、幾日から「一年期満」と計算すべきなのか詳細な決定が下されており、「面接試験実施の細目は度々更新されていると思しく、面接試験はある程度の定着を見たと思えることができる」。

ここで以上を振り返ってみよう。同治年間には既に候補官僚増加が難題と化していた。そこで吏部は官僚制度の運営向上を図り、督撫以下による各省候補官僚への面接試験制度を導入したのであった。この政策は江蘇省と江西省のように賛否両論の反応を見せながら各省に定着していくことになる。ただし、この時点での地方試験制度はあくまで督撫と候補官僚の接見の延長であり、試験官および受験者ともに少人数に限られ、ときに『大清律例』等による課目試験が行われるに過ぎなかった。しかし、候補官僚の数は時をおってさらに増大して面接を困難にし、しかもその面接そのものが公平性に疑念を払拭し得ないものであったが故に、ここでさらに厳正な人事査定制度の導入が求められることになった。それが第二節以降に論じる多数の官僚の関与する試験制度である。⁽²⁹⁾

二 候補官僚に対する全面的試験制度の導入

同治十一年（一八七二年）九月十五日、同治帝は阿魯特氏との大婚の典礼を挙行、翌年の同治十二年正月二十六日に兩太后は垂簾聽政を終了し、同治帝は親政を開始した。その親政最初の勅語において同治帝は各官僚の助力を求めたため、以降多くの官僚が国政改革について上奏を行うことになる。たとえば山東道監察御史の吳鴻恩⁽³⁰⁾、あるいは福建巡撫の王凱泰⁽³²⁾、礼部漢右侍郎の徐桐などが上奏を行っているが、多くは釐金制度の改善や冗員整理を訴えるものであった。うち、王凱泰は捐納を停止して官僚社会の秩序を回復すること、官僚の八割の帰郷による官僚渋滞の解消を求めている。また、徐桐は官僚社会の綱紀肅正、軍制改革、財政健全化を求め、総理衙門により各地の督撫に回送され所感が求められた。⁽³⁴⁾

そのような中、兼署雲貴總督雲南巡撫であった岑毓英は、王凱泰および徐桐の建言への回答として雲南での官僚査定の厳格化や捐納の停止などの実施を上奏した。⁽³⁵⁾ この上奏に対し、同治十二年十一月二十四日、同治帝は岑毓英の対応を称賛したうえで、雲南以外の省における同様の改革実施を促したのである。⁽³⁶⁾

おりしも雲南では回民起義が発生しており、同治十一年末に杜文秀を殺害し大理府を回復したばかりであった。⁽³⁷⁾ 起義の発生は咸

豊六年（一八五六年）に遡るもので、戦乱は十八年にもわたったのである。そのような中で吏部派遣の官僚は雲南省への赴任を回避しており、以下のように軍功や捐納による候補官僚の比率が増大し、やむなく能力を度外視して任用を行っていたという⁽³⁸⁾。

こうして岑毓英は、官僚制度運営に難題を抱えていた雲南省において、皇帝の同意を得て官僚に対し試験制度による人事査定制度を導入したのであった。試験実施後の上奏によれば、巡撫岑毓英は布政使宋延春らとともに「廩増附監より以って俊秀文童に及べる捐納軍功両途の人員」すなわち生員以下の捐納や軍功による官僚に対し同治十三年（一八七四年）二月十八日、二十二日、二十五日に「班を分け伝集し巻を備えしめ、論策各題を出だして面試し、秉公に校閲せり」のごとく試験を実施した。結果、知府姚嘉驥以下一三名が二等、知府章慶恩以下二二名が三等となり、「文理乖謬」であり履歴を筆写しうるのみであった知府羅雲以下一一名が不列等とされた。また、佐雑では、州同（すなわち直隸州同知）張祖良以下七名が二等、布政司経歴彭培之以下一五名および州同瓊韞璞以下三八名が三等となり、筆画が不鮮明な府経歴沈玉振以下四名が不列等とされた。そして、二等の官僚に対しては委員や署理を継続すること、三等の官僚に対しては一年から二年にかけての委員や署理としての赴任停止、不列等の官僚に対しては即時帰郷させ、五年ほど後の再受験を認めることとした。そして、この官僚たちの答案は吏部へ送られたのである。

さらに同年四月十日、六月十五日には前回試験に参加できなかった官僚に対して試験を実施⁽³⁹⁾、二等二一名、三等二一名、不列等三名、および佐雑について二等五名、三等六二名という査定を下した。そしてさきの試験と同じく「各原卷・開単を將つて、部に送り査に備う」として、各官僚の答案および目録が吏部に送られている。同治十三年八月下旬、河南道監察御史の梁景先はその答案について一部が「鄙俚なること堪えず、伝はりて笑柄するところと為る者あり」として低水準であることを述べ、綱紀肅正のための試験実施の重要性を訴えるとともに、「各省各督撫に飭下し、滇省の現辦の章程を查照し、道府以下の各官の出ずるに捐納・軍功よりする者に於いて、情面を破除し、認真に考核し、厳しく去留を定むべし」として、各省において候補道台以下の捐納や軍功出身の候補官僚に対して雲南省の制度にならって試験を実施するよう求めたのである⁽⁴⁰⁾。

おりしも浙江省でも候補官僚の激増に悩まされており、同治十三年九月上旬には制度導入を検討、知府以下の官僚を「凡そ勞績・軍功・捐納よりしの者」「凡そ正途出身よりしの者」「凡そ実缺及び現在署缺を有す者」の三班に分類し、同治十三年冬にも試験を

行うこととした。⁽⁴²⁾ しかも武官候補に対しては留学制度の策定も視野に入れていた。⁽⁴³⁾ 雲南省と異なり、科挙出身者をも試験対象としたことは興味深い。すでにこのころ、有為の候補官僚の一部は、官僚制度改革や海防について数百言に及ぶ上言を行い、日々増大する候補官僚群のなかで自らを埋没させずに地方大官の注目を受けようとしていた。⁽⁴⁴⁾ 彼らにとれば、試験制度が導入されれば、公の場で同輩に抜き出た力量を示すことができるようになる。

こうした中、上海の言論界では近傍浙江での試験制度導入に対して賛否両論が起こった。たとえば、捐納後の試験により帰郷処分となるのは誠実といえず、捐納前にこそ試験を実施するべきだとする意見があらわれた。⁽⁴⁵⁾ ほかに、曾国藩は試験制度が捐納収入の減少と異能獲得の停頓を促すとしてその導入に反対していたとする主張を行い、私財の国家への献納という功績を評価し、試験制度以外の解決策を模索するべきだとする意見もあらわれた。⁽⁴⁶⁾ ほかに、科挙出身者は八股文にのみ秀でており治政に疎いため捐納などから出身した官僚とともに試験を行い、また冗員を排除し有為の人材のみを委員として釐金など新規事業の運営にあたらせ地方行政を効率化すべきであるという意見⁽⁴⁷⁾、文筆に疎くとも富裕となることもまた才能の一種であり、捐納出身の官僚こそが現代の時勢に必要であるから試験制度導入を廃すべきとする意見⁽⁴⁸⁾、試験ではなく地方官や委員としての実際の勤務内容により査定を行うべきとする意見⁽⁴⁹⁾、あるいは同様に試験ではなく接見時に時事を問うべきとする意見など⁽⁵⁰⁾、多くの見解が入り乱れることとなる。なかには試験に落第し斥革帰郷とされるべき員数を八月九月の病故者や丁憂者へ割り当てて官僚への実害を阻止するよう求める戯言があらわれるまでに至った。⁽⁵¹⁾

そのような中で、浙江巡撫楊昌濬は布政使盧定勳らとともに着々と法整備を進めていく。まず候補官僚における受験者を確定するため、吏部引見などを行っていない候補官僚の委員や署理の排除を決定している。⁽⁵²⁾ そして十月には浙江督糧道の如山が自らの統括する海運委員のなかで新来の十人に対して「海塘利弊論」を問う試験を実行している。⁽⁵³⁾ 翌年光緒元年正月には浙江省の候補官僚が試験実施要項の草案を起草しているが、⁽⁵⁴⁾ ここでは官僚の出身や職事の有無を問わず試験を実施し、布政使および按察使による試験場の監査を受け、日中を試験時間とし、冒名——替え玉——の受験者を排除し、浙江学政が答案を採点し、付箋による氏名の封印といった不正防止を行い、およそ学政の歳試や科試のように実施するものとしている。後述の浙江など各省実施記録からしても、

大凡布政使らの協力のもとこの草案に類する形式で試験が開催されたものであろう。そして浙江省での官僚試験は二月四日に実施されたのであった。⁽⁵⁵⁾

また、翌年の光緒二年に行われた試験においては「凡そ附生以上より出身せる」官僚について参加を免除し、残る二〇〇名あまりについて杭州滞在中の候補、委員在任者、実缺在任者の順に五月一日より順次浙江巡撫衙門において試験を実施するとされた。⁽⁵⁶⁾ 実際に五月一日には候補知府八名に対して『論語』『学而』より「節用愛人」を出題、また五月三日・六日には候補同知および候補通判など五八名に対して『論語』『衛霊公』より「仕えて優なれば則ち学び、君に事えては、其の事を敬し而して其の食を後にす」を出題した。その試験の状況は以下のものであったといふ。⁽⁵⁷⁾

考試の規則はまことに厳格なもので、頭門から二堂に至るまで全て厳重に閉鎖され、また人員が派遣されて周囲を巡查し、不正行為の発生が防止された。また考試参加の諸君も考試規定を厳守し不正を働こうとするものはいなかった。およそあたかも学政の行う童試のようであったのである。答案の提出は各人に前後があつたが、日没後の答案提出は許されなかつたのである。答案評価は、聞くところによればみな大官みずからのものであつたといひ、実に公平なものであつたといえよう。

こうした浙江省の試験制度について、『申報』に記事を寄せたある官僚はその精緻さを雲南省の制度を超えるものとして絶賛するに到る。⁽⁵⁸⁾ ここでは、現在の候補官僚が何年も待機するのみの状況が続けており、その状況が縁故主義による腐敗を招き、結果として「其の怨気、以つて天和を傷つくるに足れり」として不公平に対する怨嗟の念が秩序維持にも悪影響を与えたとする。それに対し、今次の試験制度導入が「即ち名の孫山の外に落つる者も亦た火坑を跳出すべし」として、惜しくも科挙に合格せずしてやむなく捐納を行ったような人材を救済する一手となり、また公平性の導入により縁故主義ひいては道德觀念の衰退を抑えることができるとする。さらに、現状のまま試験制度なしに無学の者が官僚となれば、胥吏らによる不正を見逃すことになると指摘し、それでもなお試験制度を批判する者は大局的な視野に欠けるといふ。そして試験制度なき現状維持が国家や民生に害を及ぼすことになることと弾劾し、試験制度導入が人心、風俗、學術、官僚制度維持の全ての面に裨益するもので、清朝「中興」の基盤となると強調するに到るのであつた。ここには官僚社会についての現状認識と試験実施への期待感が如実に表現されているといえよう。

以上のごとく、候補官僚への試験制度は、巡撫主導のもと布政使らの協力を得る形で、まず雲南省において先鞭が付けられ、ほどなくして浙江省において実施された。雲南省では戦乱の余波をうけ、正途すなわち科挙出身者にくらべ軍功や捐納出身の官僚が多く、かれら非正途出身者の秩序維持のために試験が実施された。それに対し、浙江省では当初は捐納等出身者のほか正途出身者や現任地方官、現任委員をも対象とした。その後には捐納等出身者に限ることになるなど規模の縮小が見られたが、候補官僚を召集して試験を実施するという本質的な性格において変更は見られない。そしてそれら試験は、科挙を思わせる体制の上で実施されたのであった。もちろん、試験会場や試験実施者、合格後の処遇といった面において、科挙試験と候補官僚への試験は全く別個の存在である。とはいえ、試験問題、実施方法において類似性が見られることは上述のとおりである。それは、前節で論じた「一年期満」時における少人数での面接試験に比し、さらなる公平性の獲得を志向したものであったと言えよう。巡撫以下の地方大官にとり、地方行政の安定のためには輪番制を廃して才能を抜擢せねばならない。しかし個人面接による抜擢は恣意的であるとの譏りを免れない。関係者の拡大をおそれず科挙のような試験制度の導入を目指したのは、ひとえに公平性の顕示を企図することにより候補官僚の処遇問題を解決することにあつた。ただ、この候補官僚への試験制度は時代を逐つて形骸化していくこととなる。以下、次節において各省での試験制度採用の模様とその蹉跌を順次論じていく。

三 試験制度の拡大

第二節で検討したごとく、官僚試験制度は同治十二年（一八七三年）の各種制度改革提言に端を発し、同治十三年に雲南省の岑毓英が試験を策定・実施、ついで朝廷より各省へ実施が命令されたものであつた。ほぼ同時に浙江省では楊昌濬が雲南と異なる官僚試験制度を施行したわけだが、以降他省もまた実施細目に提言を行いながら順次実施していくことになる。

同治十三年末、福建省の王凱泰らが現在勤務している官僚はその実績により査定可能であるとして試験対象から除外することを請願した⁵⁹。翌年の光緒元年（一八七五年）二月には、御史鄧慶麟もまた勤務者は実績により査定しうることを、また勤務期間内に彼

らを省城へ招集し試験を実施すれば勤務地の政務に支障が出ることを、そして旅費が発生し無用の出費を強いることを指摘しつつ、福建省の提案に賛意を表明している。⁽⁶⁰⁾

それを受けたものか、光緒元年五月には広東巡撫張兆棟もまた勤務者を試験対象から除外すること、そして「俊秀から監生由り捐や保にて試用候補たる者」について策論の形式にこだわらず試験を行うことを提案する。⁽⁶¹⁾ただし、広東省ではすでにこの時点で策論による「府庁州県各官」への試験が行われている。⁽⁶²⁾

さらに、光緒二年（一八七六年）に入ると、吏部みずから官僚試験制度について試験対象者や等級、降格について規定を決定し各省に頒布することとなる。江蘇省では二月二十八日に吏部の咨文「凡そ俊秀監生の捐納・労績由り出身せる、府庁州県佐雜は、現任・候補を論ずるなく、均しく一体に報名考試せしむ」なるものを受けたと言うが、その詳細な内容は、光緒二年六月の貴州巡撫黎培敬の上奏に以下のように引用されている。⁽⁶³⁾

以下のような吏部の咨文をうけました。上奏し決定した章程により、俊秀から監生までの捐納・労績の両項により出身した知府、知庁州県および佐雜の各官僚について、みな考試を行うこととする。府庁州県は論一道により考試し、その才能を査定し、それぞれ等第を決定せよ。うち、一等、二等、三等に列した者については、地方官として現任ならばそのまま勤務を継続、候補官僚は規定のまま正規や署理として待機してもよい。四等に列した者は、現任ならば罷免、候補官僚ならば地方官への待機を解除、また委員ならば解任せしめ、省都にて学習したうえ一から二年後の考試参加をゆるす。もし帰郷を願うのならば自由にさせよ。不列等となった者は、帰郷させて学習せしめる。三から五年後には省都に戻り考試に参加してもよい。佐雜の各員については、履歴の執筆により考試し、字義を問い、才能を査定し、等第を決定せよ。処分については府庁州県と同様とせよ。この吏部章程は基本的に雲南省での試験制度を追認するものとなっており、⁽⁶⁴⁾光緒元年時点で福建省等より提案された実缺勤務者への試験免除は否定され、また捐納等出身者に対して一律に試験が課されることとなった。科挙出身者が除外されたことには、「用人の大關鍵は、正途と異途とを区別するに在り」なる言葉に代表されるような、⁽⁶⁵⁾科挙出身者重視が背景にあらう。第二節に見た浙江省における光緒二年度試験は科挙出身者を試験対象より除外したが、これもまた上記吏部咨文の試験対象規定に沿ったものと思

われる。

こうして同治十三年（一八七四年）の雲南省試験から二年が経過した光緒二年（一八七六年）には、吏部は各省における地方官僚試験の導入を細目も含めた規定方針として打ち出したのである。それを受けたものか、湖南省においても試験が行われ、⁶⁷「正月十三・十六・二十・二十三等日」において、それぞれ三〇人から四〇人の官員に対して試験が行われたという。うち、初日には「廉仁公勤四事自勉」、二日目は「一命の士、苟くも能く心を存し物を利すは、自ら必ず人を済くるに有り」、三日目は「勤儉忿」、四日目は「官事を視ること私事の如く、官物を視ること私物の如し」なる問題が出題されたといひ、しかもその中で通判石某、同知金某が四等となり帰郷処分となったのである。光緒二年閏五月の湖南巡撫王文韶の上奏によれば、⁶⁸帰郷処分となったのは、長沙府通判石学書および試用同知金紫垣であり、石学書は現任の実缺勤務者であった。この上奏では、つづけて実缺勤務者の帰郷処分に、湖南省内の人員から外補により補充を行うとしている。なお、王文韶は長沙府以外に勤務する県丞・主簿・從九品・未入流といった佐雜各員については管轄の道台や知府知州が試験を行うとした。ただし、次年は「省外の実任や署事の府州州縣各員」について各地での閱兵の途次に王文韶自らが試験を行うとし、⁶⁹実缺勤務者が試験を受験しても地方の政務に支障をきたさないよう一定の配慮を行っている。

また光緒二年には湖北省においても試験が行われ、二月二十一日には知府二名に対して「政在養民論」、二十六日には同知一五名に対して「清慎勤論」、三十日には補用通判五名・試用通判八名に対して「立賢無方論」、三月初四日には知縣六人に対して「刑期無刑論」、および同じく知縣一七人に対して「学古入官論」、初九日には知縣一〇人に対して「登明選公論」が出題されたといひ。⁷⁰このほか、上海では「今年洋務新章」により、分巡蘇松太兵備道いわゆる上海道により洋務関係委員数一〇人に対し月ごとの試験を行うと決定していた。⁷¹

浙江省の隣省である江蘇省は同治十三年や光緒元年において人事査定目的の試験を実施していないが、光緒二年には捐納等出身者へ試験を行うこととなった。ただし、江蘇省では以前より罰則を伴わない考試が行われていたという。おもに江蘇布政使管轄地域すなわち蘇属を監督していた江蘇巡撫吳元炳によれば、同治十年ごろ在任した巡撫張之万以降、科挙出身者および佐雜に対し月

ごとの試験「月課」を行い、奨励金を賜与していた。⁽⁷²⁾ 実際、この光緒二年にも二月十五日に科挙出身者に対する月課が行われている。⁽⁷³⁾ 蘇属の月課は巡撫、布政使、按察使が一ヶ月ごとに交代で担当し、光緒元年十一月および光緒二年二月は布政使の担当で、「分けて超と特と一より三等と為し、分別し膏火を給予し、以って薪水に資す」として奨励金の給付を行っていた。⁽⁷⁴⁾ あくまで蘇属では光緒二年以前の官僚試験の目的は人事査定ではなく奨励金の給付のためであり、また捐納等出身で知県以上に在る官僚は試験対象から除外されていたのである。

ここで呉元炳は、同上奏において光緒二年より「現仍お旧に循りて辦理せるの外、在省の候補同通州県直隸州同州判に至りては、自ら応に一律に按月考課甄別すべし」とし、従来からの試験を継続しながら、新たに候補官僚に対して月ごとの試験を開始し、「文理荒謬、及び文字する能わざる者」については「一面に該員を將つて咨送し回籍し学習せしめ、三年の後に再た籍由り請咨し省に到り考課せしむるを行う」とした。すなわち、呉元炳は江蘇省での試験制度について、科挙出身者に対しては奨励金賜与目的を継続し、捐納等出身者に対しては新たに帰郷処分をも視野にいれた人事査定の一環として実行することとしたのである。とはいえ、試験制度に内在する人事査定の要素が表出したものか、科挙出身者に対する「候補月課」においても同治十三年進士三甲一四二名進士の傅觀光が超等を受賞、郷試簾員に選任されている。⁽⁷⁵⁾

また、同上奏において呉元炳は、捐納等出身者は勤務者でも試験を行うと明言している。ほどなく定められた細目では彼らの毎月の試験参加こそは免除するとしながらも、「凡そ署事より以て差有るに及ぶの人員も亦た須らく一律に調考すべし」として勤務者に対して試験を実施することを決定している。⁽⁷⁶⁾ 実際、光緒二年六月十二日に行われた捐納等出身者への試験では、蘇州府呉江県にある同里釐卡委員の温綸が試験参加のために六月初八日に蘇州府城に到着、⁽⁷⁸⁾ 十二日に受験、そして十五日には任地へと帰還している。⁽⁷⁹⁾ また、光緒二年三月初七日には、佐雜に対して「銀蒜」および「銅何」について七言律詩を作成する問題が出題されたといふ。⁽⁸⁰⁾ そして、四月初三日には同知・通判・知州・知県五〇名に対し、論題として「非学無以広其才論」、策題として一〇五字の問題が出題された。⁽⁸¹⁾ その成績は超等、特等、一等、二等、三等に分けられ、うち超等は傅懷祖ら三名、最下等の三等は朱聲先ら五名とされている。⁽⁸²⁾ さらに七月十一日にも捐納等出身者に対し試験が行われている。⁽⁸³⁾

江蘇省の人事査定目的試験は蘇属に留まるものではなく、江寧布政使管下である寧属においても两江總督監督のもと実施されている。⁽⁸⁴⁾ こうした江蘇省の今次官僚試験において拔擢を得た好例を、曾国藩の姻戚にあたる郭階の事例に見ることができ、郭階は光緒二年「閏五月十九日、沈文肅（すなわち沈葆楨）旨に遵いて吏を試し、列を一等一名に取りたれば、正途と一体に差委せらる」として、良好な試験結果により江蘇省内において科擧出身者と同様に差委を充てられることになったのである。⁽⁸⁵⁾

ここに郭階の前歴を簡単に紹介しておこう。郭階の父である郭沛霖は曾国藩と道光十八年（一八三八年）戊戌科の科擧同年進士の関係にあつて一定の交流があり、父の没後、郭階は曾国藩のもとに身を寄せることとなった。⁽⁸⁶⁾ 同治四年（一八六五年）に妹の郭筠が曾国藩の二男曾紀鴻へ嫁ぐと、同年に郭階は曾国藩の命により総管軍械所へと任じられ、以降は曾国藩の庇護のもと海運滬局総辦などを勤める。しかし同治十一年（一八七二年）、曾国藩が两江總督の職中に死亡すると郭階の累年の昇進は停止し、同年七月からは上海道沈秉成の招聘のもと洋務委員として長く勤務することとなった。⁽⁸⁷⁾ 光緒元年（一八七五年）には沈葆楨が两江總督として赴任してきたが、沈葆楨は対太平天国戦争末期に曾国藩との関係を大きく悪化させており、郭階にとり縁故のみによる昇進は望むべくもない状況であつた。

こうしたなか光緒二年（一八七六年）に捐納等出身の官僚に対し試験が実施されると、郭階は先に述べたごとく「一等一名」なる成績を取得し、「正途と一体に差委せらる」として昇進の端緒を掴むこととなった。郷試受験を断念した郭階にとりこの成績は誇るべきものであつたようで、自身の文集には試験問題「恐懼修省論」に対する回答が六〇〇字弱にわたつて綴られ、かつ自ら別途「解曰」として七〇〇字弱の解説を附し、またその表題にも「沈文肅遵旨試吏取一等一名」の割注を添えている。文集の大部分は墓誌銘や祭文で占められており、論題および解答はこの「恐懼修省論」一件のみである。なお次年度は江甯布政使孫衣言により開墾問題、歴史、軍事、塩政から長大な問題が出題されている。⁽⁸⁸⁾

以降、郭階は沈葆楨や江蘇布政使孫衣言ら江蘇省上層部に目をかけられ、六合県の釐金局委員を嚆矢として如臯釐金局、金陵釐税総局提調、金陵釐税総局総辦と昇進した。⁽⁸⁹⁾ 釐金局委員は当時にあつて解餉、巡查、保甲など多くの委員勤務のなかで最高のもので認識されており、空白期間なき釐金局の歴任は省内での栄達を象徴するものであつた。郭階は曾国藩という省上層部への強力な

縁故を失ったのち、官僚試験制度を通して上層部と新たな関係を築いたのである。これはあたかも『申報』の投書が官僚試験について「即ち名の孫山の外に落つる者も亦た火坑を跳出すべし」と称賛したその初志を体現するものであったといえよう。

以上のように、光緒元年から二年にかけて、各省において官僚試験制度が実施されていくこととなった。その途次には各省による細目の変更提案が行われたが、総体として吏部の定めた規定に従い、捐納等候補を対象とし、実缺勤務者を除外せず、降格や帰郷も含む厳罰をもって臨むこととされた。その試験の過程では郭階のような成功者、あるいは長沙府通判石学書のような現任実缺勤務の不合格者を出すこととなった。しかし、同時期に早くも官僚試験制度は軋み始めることとなる。以下第四節において官僚試験制度変容の様相を検討していく。

四 官僚試験制度の蹉跌と再生

第三節に触れたように、官僚試験制度は同治十三年（一八七四年）の創始にはじまり、吏部の推奨のなかで光緒二年（一八七六年）に至って各省での実施をみた。こうして官僚試験は各地で制度化されたが、あくまで前例のない制度として開始されたため、その施行は各省の地方大官の思惑に左右されるものとなった。たとえば両淮地区の塩政従事者は同治十三年時点で候補官僚が六八〇名あまり存在したといひ、その八割が職を得ていない状態にあつた。⁹⁶ これら候補の救済のため、両淮においても候補官僚への試験を実施し、試験結果に応じて「坐資薪水」なる奨励金を配布することとなった。こうして行われた光緒元年三月二十二日の試験には新規到来者三八名に対し、「車器論」および「緝私告示」の執筆を出題している。しかし財政危急のおり、超等は二人、特等は五六人、ほかはみな一等とされ、しかも超等や特等への褒賞も滞ることとなった。その状況について『申報』は、試験のみ精緻に実施しても委員派遣や奨励金といった待遇を用意せねば無意味であると指摘している。⁹⁷ しかも同年十二月には三六名に対して試験参加が呼びかけられたが、参加者は六名のみ留まることとなった。⁹⁸ ここでは「悃幅無華論」なる問題が出題されたが、有意の解答を得られたのは三名のみに留まったという。両淮塩運使の方濬頤はその惨憺たる状況に嚇怒したというが、この時点でさ

きの三月試験受験者に対しても奨励金が賞与されていなかったといい、記事は改めて両淮地区における試験制度の有名無実を糾弾している。

また、官僚試験制度を開始した雲南省では、光緒二年三月に岑毓英の丁憂により潘鼎新が着任したが、潘鼎新は光緒二年末の上奏において、同治十三年時点で三等に列し吏部の議覆により「先行開缺」とされた同知王汝霖らについて、諸事多忙なおり、「以つて差使に遇有すれば、動もすれば輒ち員に乏しきを致す」として「其の一体に常に照らし供職せるを准されよ」として復帰を許すよう請願している⁽⁹⁹⁾。さらにこれだけに留まらず、潘鼎新は光緒三年（一八七七年）六月にも同様に三等に列していた知県胡以遠らの復帰を要求するに到った⁽¹⁰⁰⁾。

これら両淮および雲南の状況は、官僚試験制度が開始早々にしてすでに綻びを見せ始めていたことを物語るものである。『申報』は光緒三年四月十八日に「論冗官」と題し、官僚試験制度の現状を厳しく指弾したが、その内容は王凱泰らの上奏により試験制度など官僚査定 of 厳密化が目指されたが、捐納や分発が停止されず候補官僚が増え続けた結果、新設試験制度もまた習慣として実施されるのみで、かつ試験結果による昇進や罷免がほぼ行われず、多くは奨励金を賜与するに留まるものとなったと指摘するものであった。また、その試験実施についても、第一回試験の問題を聞き出し、事前に代筆を依頼して直後の第二回試験に参加する、あるいは巡撫衙門の胥吏を買収し持ち込み行為をするなど、試験制度に内在する不正が析出しているとも指摘している。実際、光緒三年八月および九月の山東省、光緒四年正月の雲南省、八月の貴州省などの官僚試験においては免職や帰郷処分の対象者を出していない⁽¹⁰¹⁾。

こうした試験制度の形骸化は御史らにも強く認識されており、たとえば光緒四年（一八七八年）九月には福建道監察御史の傅大章が、督撫も該地に赴任直後は綱紀肅正のために一人あるいは二人の降格を行うが、赴任から時間が経つにつれ情実にとらわれるようになり、縁故のあるものや同郷出身者を任用しないようにしたとしても、なお候補者が督撫の朝廷への推薦を望み、また縁故ある巡撫の駐地へ移動しようとするため、結局どうしても縁故主義が牢固としたものとなると指摘している⁽¹⁰²⁾。次年には陝西道監察御史の戈靖もまた、官僚試験制度は制度こそ確固たるものとして制定されたが、近年は雲南省が熱心に履行するのみで、他省では

降格や帰郷処分⁽⁹⁸⁾の処置が行われず、しかも不正防止を徹底しないがために持ち込み行為や代筆が横行し、また督撫も情実にとられ規定を空文と見なしていると指摘する。戈靖はここで科挙試験制度を参考とし、不正行為を徹底的に排除し、人事査定を断固実行し、各省から集まった答案を欽差大臣により再調査するよう請願するのであった。また、続けて佐雜について、従来は履歴の執筆のみで試験が実施されたが、今後は告示や判語による試験を行うことを提案している。

この時期、『申報』紙上においても「論官場考試」と題する記事が掲載されている⁽⁹⁹⁾。すなわち、試験実施者である督撫は下僚から嫌忌されることを恐れ、真摯に過ぎる制度履行をためらうという。そして受験者は同僚による代筆、胥吏による試験不正を画策する。採点時はただ文字の良否のみに基づいて高下を定めてしまい、形ばかり立派で無学な者を見分ける方法がない。また、候補官僚が分発され督撫に接見する際、その同年や同郷による人材推薦の書簡を提出する。書簡がなくとも、名門の子弟で交流があれば情実を捨て去りがたい。結局は彼らに才能が無いと知りながら、しばらく寛容に処遇する。こうして試験は習慣で挙行するのみとなり、縁故ある候補官僚が試験において優等とされ周囲の耳目を塞ぐとともに、縁故者にすぐに署理あるいは委員が与えられ、真に才能ある者を抜擢できない。以上のような意見は、『香港循環日報』社主であった王韜にも見られるものである⁽¹⁰⁰⁾。この『申報』記事の意識は御史戈靖の提言と通底するものであり、官僚試験制度の内実を鋭く追及したものとなっている。

以上のような官僚試験制度嚴格化の提言に答えたものか、光緒五年（一八七九年）七月の河南省試験においては准補陽武県知県艾紫東が「応列四等」となり免職のうえ一二年の学習を強制されることとなる⁽¹⁰¹⁾。艾紫東は『尚書淺注』などで知られる人物であり、一定の学問を修めた人物であったが、問題「捕蝻論」に対し「前半にては語は尚お題に近きも、後半は則ち題を去ること太だ遠し」とされる答案を提出し、即時免職となった。

ただし、その他の省においては官僚試験制度に関する実績が減少していく。たとえば浙江省の官僚試験は前述のとおり浙江巡撫楊昌濬により策定されたものであったが、楊昌濬は光緒三年（一八七七年）に楊乃武小白菜事件での失態により免職となった⁽¹⁰²⁾。以降は浙江按察使等が「季考」すなわち季節ごとに官僚試験を続けたらしい記事を見るのみとなり、上奏等に官僚試験実施の報告は見られなくなる。後任の巡撫梅啓照は、着任後ほどなくして、現地任用であった各地釐金局の司事を候補官僚の職種とすることを

決定した。⁽¹⁰⁾ 釐金局は従来正副委員のみが候補官僚の職種であり、ここに委員たる司事、すなわち司委の職種が誕生したのである。梅啓照は、官僚試験により任用時の公平性を担保する事よりも、任用枠の量的拡大によってこそ候補官僚の信任を得ようとしたのであろう。この釐金局下級職の候補官僚への開放は一定の成功を見たようで、漢口などでも模倣されることとなった。⁽¹¹⁾

以降、光緒五年年末には、試験制度の実施状況について、あたかも官僚試験制度実施以前の江蘇省のごとく、貧困官員の救済のためだけに月課や歳末褒賞を設置したものと認識されるように回帰していく。⁽¹²⁾ また、その問題も、救済を旨とするものであるがゆえにこそ、「況んや其の試する所の題は、旧聞を摭拾するに過ぎず、草率に卷を完うせば已む也」といった平易なものへと変化していくこととなった。⁽¹³⁾ 光緒十三年（一八八七年）に到ると、江蘇省では佐雜ばかりではなく知県以上のものに対しても等し並みに歳末褒賞を行うこととなった。⁽¹⁴⁾ この決定を行った江蘇布政使易佩紳は従来の規定として佐雜への歳末褒賞としての月課の実態を参照する。すなわち、月課とは貧困官員救済のために設けられたものであり、二月から十一月とは別に、正月および十二月は試験が行われず、候補官僚たちは衙門に集合し履歴を執筆するのみで褒賞を得ることが出来たという。しかも「能文・不能文」を分かつにみな歳末褒賞を得ることこそが「甚だ公允に属す」とされたのであった。

以上のように、官僚試験制度は形骸化し、さらには貧困官僚の救済のための制度へと変化していった。そこには実施者たる省首脳部が厳密な試験を実施することによって下僚の嫌忌を受けることへの恐怖があり、また試験制度に内在する不正を排除しえなかったことがあった。しかも科挙試験と比較して大きく相違していたのが、試験実施者と受験者とは、勤務の上での上司部下関係たることであった。彼らは事前に接見などの機会により面会しており、しかも同年や同郷といった関係者の介在によって厳格な試験実施をいよいよ難しくしていた。江蘇省の候補官僚達は「皆な下江の考棚及び貢院の内に在り」として貢院等を受験会場として使用していたというが、官僚試験と科挙試験との表面的類似性および実質的差異性を暗示しているといえよう。

しかし、官僚試験制度はここに一樣に変質したわけではない。雲南の試験制度を策定した岑毓英は福建巡撫へ異動となり、光緒七年（一八八一年）七月五日に福州へ到着した。その十二月には福建省での官僚試験実施について上奏を行っている。⁽¹⁵⁾ そこには、光緒五年三月の戈靖や光緒七年の張之洞による上奏を踏まえながら、「科甲暨び挙貢生員・蔭生・繙訳由り出身せるの者」につい

ては「例として考を須めず」としつつ、署理福建張夢元、署理按察使葉永元、署理督署糧道謝家瑞、塩法道翁學本とともに捐納等出身の候補官僚に対する試験実施の準備を行うと報告している。その細目は新任布政使の沈保靖の着任後にさらなる検討が加えられる⁽¹⁸⁾、従来の官僚試験制度のなかでも最も精緻なものがあらわれることになった。

この福建省の制度においては、「委辦外府稅釐各員」など委員として赴任中の官僚について「或いは総局由り妥人を選派し、或いは就近の県丞・巡檢、及び調考を庸いる母きの分局委員にて、暫く兼辦を行わしむ」として、省城の総局から人を派遣する、あるいは周囲に赴任する県丞などに代理させること、署理についてもまた「在署公事府州県につきは、同城の知県佐貳に委ね代拆代行せしむるを准す」として同城の官僚に代行させることなどを定める。また、試験答案の形式について、字句の瑕疵といった表面的な問題を排すべく、受験者は既往の職事について列挙し簡明な履歴を作成し、また洋務などの業務に通曉していると思われる場合は自薦することが許されたのであった。これは科挙における糊名謄録とは思想を異にするものではあるが、下僚への試験において知識量のみの評価を避け実績を加味するべく生み出された実利的な政策ともとらえることができよう。しかも人事査定について「知県・塩大使は、請うらくは取留七成を以て率と為し、同知・通判・佐雜にては、取留六成もて率と為さん」として、知県らのうち三割、また同知以下について四割を不合格とすることを決定している。この制度刷新は『申報』記事において一定の評価を得るのみならず⁽¹⁹⁾、御史陳啓泰は各省へ福建省方式での官僚試験を行うべく請願を行っている⁽²⁰⁾。陳啓泰は上奏において、捐納による分発を続行したとしても、すべての省が福建省方式を採用すれば官僚社会の秩序維持も可能であるとしており、国家運営における官僚増加と試験制度導入との密接な関係が改めて伺われるのである。

また、光緒八年（一八八二年）の末には潘爵が江西巡撫となり官歴上初めて江西に赴任したが、南昌に到着して十日ほど経た直後に官僚試験実施を告示している⁽²¹⁾。それは「今、前規並びに浙江以南各省の章程を参酌し、毎月期を按じ課試し、各おの見る所を抒せしむ」と述べるように、従来の規定および浙江以南の各省での「考試章程」を参考として行われたものであった。受験者の褒賞は「特に優異を示し、以て其の廉潔を養う」すなわち奨励金の賜与に留まるものであったが、劣等のものの対しては「劣者は以てて懲儆を予う」などと懲罰を与えるとする。そして試験対象を「或いは科甲に由りたる、或いは保舉・捐納に由りたる等の員」

として科挙出身者も包含するものとし、また試験の本旨が初の江西勤務にして赴任直後でもあるため下僚についての詳細な情報を必要としたこと、下僚たちは競争意識もなく努力に欠けること、その中の俊英が貧困にあえぐなかで才能を表出し抜擢を受ける場を持たないことにあると説明しており、まさに就任直後の情報収集のためにこそ官僚試験を実施したものであった。

以降も官僚試験制度は完全に途絶えることはなく、光緒八年には中央官庁の筆帖式に対する綱紀肅正をねらい地方官僚と同様の試験導入が目指されたり、光緒十三年（一八八七年）には山西巡撫剛毅が、また光緒十年代前半には両広総督張之洞が課吏館を設置するなど、次代に継承されることとなった。⁽¹⁵⁾ 義和団事件がほぼ終熄した光緒二十六年（一九〇〇年）十二月十日、清朝は軍機大臣から各省督撫に到る官僚に対し改革案の提示を求めたが、江西巡撫李興銳は武備の充実や農業振興、銀行設置などとともに官僚試験制度の見直しを提案、課吏館の建設および地方政務の刷新を訴えることになる。⁽¹⁶⁾ その提案の際には、法源として第三節で検討した光緒二年（一八七六年）の吏部咨文が引用されるのであった。この課吏館もまた『官場現形記』に活写されるごとく前途多難な船出を迎えたが、官僚試験制度が同治末年から地方や時期により厳格と寛容とに振幅を持ちながら緩やかな道程を辿り辛亥革命まで継続したことは特筆に値しよう。雲南の岑毓英や浙江の楊昌濬こそが地方官僚に対する公的な試験という思想を生み出し、その精神は清朝最末期まで脈々と生き続けたのである。

結語にかえて

同治年間には候補官僚への一年期満による面接試験が策定され、ついで雲南省および浙江省で候補官僚への一斉試験が立案された。光緒元年（一八七五年）以降には吏部が細目を決定するなか、各省で幾様もの形式が発生した。しかし、種々の要因により官僚試験制度は最終的に人事査定としての意味を失っていった。ただし、一概に全国で制度が変化したわけではなく、地方や時期により官僚試験制度は不断に再生し続けたのである。以上に検討してきたのは、その官僚試験制度の誕生と蹉跌、そして再生の過程であった。

そもそも清朝史では、太平天国を画期とし、中央の権限が督撫へと下降していく現象「事権下移」が発生したとされることが多い。研究史においては、軍事や人事そして財政権限の「下移」の是非や推移について多くの論争が行われてきた。⁽¹⁴⁾この官僚試験制度もまた、一見すれば地方の督撫による官僚人事査定へと帰結するものであり、督撫の権限は増強し、中央の権限は漸減したはずである。実際、第一節の一年期満考試について検討したように、曾国藩は督撫の試験制度について吏部の権限を冒すものと認識していた。

しかし、第二節以降に論じた官僚試験制度そのものについては、皇帝の諭旨、督撫の上奏、またその公牘類、吏部の咨文、御史の上奏、そして新聞紙面での意見表明といった各種史料において、制度導入を吏部権限侵犯として認識したものは存在しない。制度導入が権限強化へ繋がる督撫の意見表明はともあれ、国家の動向を注視する御史、また権限が漸減する吏部にもまた、督撫による中央権限浸食といった危機感を見出すことができないのである。『申報』は、「公（曾国藩）の位に在りしの日、部中は屢ば公に両途の人員を考試するを催す」として吏部が屢々捐納や軍功出身の官僚に対して試験を行うよう要請しており、それに対して曾国藩は捐納など出身の官僚の奮起を促すためにも試験制度の導入に反対したと述べる。⁽¹⁵⁾とはいえ、そこにもなお督撫による吏部権限の浸食といった視点は存在しない。

こうした状況には、中央にとって官僚試験制度の導入が分発後の地方官僚の動向を把握するために一定の効用を持つものであったことが関係しよう。研究史においては督撫による人事権の把握が屢々俎上に載せられ、「局・所の人員は正規の国家の官僚ではなく、現地の紳士や生員、監生を任用したり、あるいは正規任用を任地の省で待機している候補官に委任したりするのが一般的であった。正規の官僚ではないので、中央の吏部は局・所の人事はもとより、どの省にどれほどの局・所が設置されていたのかさえ把握していなかった」と指摘されており、またそのような傾向が「督撫専権」を生み出すとも認識されてきた。⁽¹⁶⁾実際には、例えば光緒二十年（一八九四年）に江蘇布政使鄧華熙等が「釐金款目、逐かに細数を開列し、各卡委員銜名と共に、分別し清冊を造具し、詳請し具奏せり」として当年の釐金税収細目表および釐金局委員の名簿を巡撫に送付、江蘇巡撫奎俊がそのまま「並びに送る所の清冊を將て、戸部へ咨送」しているように、⁽¹⁷⁾光緒年間後半には中央が一部とはいえ釐金局の実態を把握していた事例などを見るこ

とができる。

確かに光緒年間を通し、戸部や御史は「委員銜名」等地方行政の実態把握を模索しているが、今次の官僚試験制度には、「除将各原卷開単送部備査外」「試卷一併解部」「試卷一併解部、備査其銓選」「倘無文理荒謬、及不能文字者、擬將課卷送部」「除将各銜名開単送部査核外」「並將此次所考各員銜名等第、開摺咨部査照外」「除将各員考列等第銜名咨部外」「除将各試卷開単咨部備査外」「謹另繕各該員履歷清單、恭呈御覽、除清冊送部査照外」のごとく、中央へ各官僚の履歴や試験答案および成績を送付していることは特筆すべきであろう。そもそも捐納など出身の官僚に対するもので、また省によっては劣等者の答案のみを送る場合、あるいは答案送付の有無が不明な場合もあるが、少なくとも各官僚の成績は中央に送付されていたと思しく、中央は一定数の官僚の現状について把握することができた。官僚履歴については、第一節で論じた一年期満試験においても「謹みて另に各該員の履歴清單を繕い、恭みて御覽に呈す」「清冊は部に送り査照せる」のように提出される例が存在し、面接や試験による人事査定の結果を上奏する際には基本的に該当官僚の履歴が添付されていたものであろう。しかも、第三節に検討した光緒二年の吏部咨文は、劣等者に対し地方官職の解任および委員の罷免を規定しており、成績表には対象官僚の現在の勤務内容が附されていた可能性があり、第四節に検討した福建省の規定である「該員の歴過せる各缺委辦事勞績を將つて、簡明なる履歴を摘叙せしむ」を俟たずとも、中央は試験対象官僚の「委員銜名」を把握しえたと思しい。もちろん署理や委員とともに督撫以下地方大官によって人事が行われており、中央がいかに「委員銜名」を把握したとして状況に大きな変化は起こりえない。しかしそれは地方人事体制に一定の変容があったことをあらわすものでもあった。

また、こうした候補官僚の履歴は、新任の督撫にとっても有用なものとして作用した。光緒三年（一八七七年）、国子監司業の宝廷は、幾許かの実例を引きつつ、現在の督撫の任地移動が早きに過ぎ、拙速な督撫の交代が在地の下僚による不正を招くと指摘している。⁽¹³⁵⁾ 清朝末期には張之洞、劉坤一、裕祿といった特定省の長期留任者も散見するものの、多くの督撫は布政使以前の奉職経験がない省へと赴任しており、また五年に満たず転任している。第四節に触れた新任江西巡撫潘壽は「本部院は、甫めて経に任に蒞めれば、耳目は週き難し」と述べ、また試験結果に準じて奨励金を賜与したが、これは試験制度を利用して属下の地方官僚を把

握し、また人心を収攬しようとした行動であつたらう。浙江省では布政使との接見のときに候補官僚たちが官歴を隠蔽して貧困を詐称し憐情を引いて職事を得ようとしていたといひ、督撫にとつてもまた地方官僚の実態把握と人心収攬は自らの治政安定のため必要不可欠なことであつた。

なお、こうした督撫の置かれた状況とも関係するのが、直下の下僚となる布政使たちや道台の試験制度への関与である。研究史は夙に清末における各局の設置、および任命権者たる督撫の権限伸長、および布政使以下の旧来の地方官制との乖離を指摘するが、今次官僚試験制度では、督撫の試験実施において布政使や按察使が参加し、時には中心となつて制度を運営した。また、試験においては知府までが試験対象となるなか、道台は対象から除外されており、しかも第三節では上海道が独自に洋務委員への試験を行い、また湖南省では遠隔地の試験対象者に対し巡撫が辰沅永靖道らへ試験実施を委託していた。道台は該省に分発され二十年以上を経たものも多く、督撫とは対照的に該省事務に通じる存在である。また、第四節では実効性はともあれ兩淮塩運使が試験を主催していた。塩運使や道台による試験実施について詳細は不明ながら、権限の「下移」は督撫より更に下方へも進展してたと見なせよう。

ただし、道台にとって人事査定者は督撫であり、また督撫にとつて人事査定者は中央であり、それぞれ下僚は上司により罷免を含む弾劾を受けることになる。第二節で見たとおり、同治年間には皇帝が諭旨により各省に対し雲南省方式での官僚試験制度導入を迫つた。これは某省において可能な事態は他省においても可能であるとすする牽制に他ならず、雲南省や浙江省での先行が、いわば他省への強制力として利用されたとも言える。とはいへ、各省での実施形態が異なることから了解されるとおり、督撫はそれぞれの思惑により諭旨を解釈し実行しようとした。

以上の考察を改めて概括しよう。科挙に似た公平性を期待された官僚試験制度により、中央は地方行政の状況把握と候補官僚の整理を目指し、督撫たち地方大官もまた下僚の状況把握および人心掌握を試み、試験対象たる地方基層官僚はかりそめの公平性のなかで栄達を願つたのであつた。いわば、各層がそれぞれに譲歩と妥協を行い、新制度が成立したのである。しかし結果として、中央は地方における官僚試験制度の退潮に悩まされ、地方大官は試験における不正や日常業務中における縁故主義に束縛され、基

層官僚は捐納後の試験という構造的な不公平感や、試験導入後も変わらない縁故主義の横溢に苦慮することになった。それでもなお官僚試験制度は完全に崩壊することはなく、底流として次代へと継承されたのである。捐納や労績といった殊功による地方分発の官僚はこれ以降も増え続け、各省に本貫地を廻避した多数の官僚を生み出した。彼らは旧官制と新制度とが混濁するなかで、幾年も異郷で生活し、旧来にない官僚社会を形成していったのである。

注

- (1) たとえば同治帝は親政を開始するにあたって各方面に政治刷新の意見具申を求めたが、福建巡撫王凱泰は政治の根幹が官僚にあるとし、捐納の停止、冗員の裁減、保孝の限定、学校定員の増加を求めている（『申報』同治十二年五月初四日「四月十三日京報全録」）「福建巡撫王（王凱泰）奏應詔陳言敬抒管見摺子」。これは甘肅での地震に対する張之洞の上奏も同様であり（『申報』光緒五年八月初八日「光緒五年七月二十六日京報全録」）「國子監司業張（張之洞）奏爲請修省以弭災變敬陳管見摺子」、一般論の見地から現行制度の問題点を提言する上での定型であった。
- (2) 許大齡『清代捐納制度』（燕京學報專号之二十二、燕京大學哈佛燕京學社、一九五〇年六月。許大齡『明清史論集』北京大學出版社、二〇〇〇年十一月に転載）。
- (3) 近藤秀樹「清代の捐納と官僚社会の終末」（『史林』第四十六卷第二号、第四号、一九六三年五月〜七月）、また関連するものとして同「清代の銓選——外補制の成立」（『東洋史研究』第十七卷第二号、一九五八年九月）。
- (4) 伍躍「清代捐納制度論考——報捐を中心に」（夫馬進編『中国明清地方档案の研究』京都大学文学部、二〇〇〇年三月）、同「捐納と印結について——清代捐納制度論考（二）」（『史林』第八十六卷第一号、二〇〇三年一月）、同「清代捐納制度に関するデータベースの構築に向けて——一八八九年江浙賑捐を例に」（『大阪経済法科大学論集』九〇、二〇〇六年二月）、同「清代における捐復制度の成立について——考課制度との相互関係を中心に」（『東洋史研究』第六七巻第四号、二〇〇九年三月）など。
- (5) 伍躍「清代の捐納制度と候補制度について——捐納出身者の登用問題を中心に」（岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、二〇〇四年三月）。以上に挙げた伍躍の論考はみな専著『中国の捐納制度と社会』（京都大学学術出版会、二〇一一年二月）に収録されている。
- (6) 水盛涼「科挙正途官員与雑途官員——通過同郷会馆的建立看清末官僚社会的变革」（武漢大学文学院等編『第八届科挙制与科挙学國際學術研討会科挙文献整理与研究論文集』下冊、武漢大学文学院、二〇一一年九月）、同「中国題名録文化——官員名冊的形成与發展」（朱鴻林編『第四届中国古文献与伝統文化國際研討会會議論文彙編』香港理工大學、二〇一三年十二月）、また伍躍「前近代中国の職員録」（『大阪経済法科大学論集』第八十八号、二〇〇四年十月）、同「帝制晚期江南出身官僚的一个侧面——以『浙江蘇郡同官録』为中心」（『江海學刊』二〇一二年第一期）、同「清代末年江南出身官

員社会構成浅析——以『浙江蘇郡同官録』为中心（范金民・胡阿祥編『江南地域文化的歴史演進文集』三聯書店、二〇一三年五月、第三章「地域社会篇」、同「清代中国の「同官録」について」（『大阪経済法科大学法学論集』第七十三号、二〇一四年四月）を参照のこと。

(7) 蕭宗志「候補文官群体与晚清政治」（巴蜀書社、二〇〇七年六月）。なお蕭宗志は試験制度について第一章「候補文官の分布与人事管理」および第六章「矛盾与变革——候補冗官因果鏈」において触れている。

(8) 蕭宗志・唐素芳「清末課吏館的設立及其意義」（『山西師範大学学報（社会科学版）』二〇〇五年第六期）、蕭宗志「晚清的課吏館」（『清史研究』二〇〇六年第一期）、同「晚清新政時期官員的教育培訓及其作用」（『史学集刊』二〇〇七年第二期）。

(9) 徐保安「試論清季官員教育」（『首都師範大学学報（社会科学版）』二〇〇三年第五期）、同「清末地方官員学堂教育述論——以課吏館和法政学堂为中心」（『近代史研究』二〇〇八年第一期）。また、張求会「近代湖南課吏館初論」（『嶺南學刊』二〇〇六年第一期）、田濤「清季課吏館述論」（『天津師範大学学報（社会科学版）』二〇〇七年第三期）、劉偉「清末州縣官選任制度的变革」（『華中師範大学歴史文化學院編『社会科学』二〇〇九年第五期）なども参照のこと。後述の官僚試験同様、光緒二十八年（一九〇二年）には全国的な課吏館導入が目指されることとなった（『邸抄』北京圖書館出版社、二〇〇四年四月、第九十六冊、光緒二十八年正月二十一日奏報「奕劻等跪奏為請旨事」。ただし課吏館として後進の法政學堂は外地出身の官僚教育と在地の知識人たちへの法曹教育とに重点が分かれていくが、先行研究ではその点が不明なものも多い。詳細は拙稿を参照（水盛涼「天津の吉野作造とその時代——清朝における法政学堂を中心として」郭連友・大川真編『東アジア文化交流叢書』第一卷「吉野作造と近代中国」、吉野作造記念館、二〇一五年四月刊行予定）。王維江「清流与『申報』（『近代史研究』二〇〇七年第六期）を参照のこと。

(11) 『申報』同治十二年六月初三日「五月十三日京報全録」（『河督喬（喬松年）奏東河候補同知通判缺少員多人數擁擠請暫停分發摺子』、また同年九月十七日「續録八月二十三日京報全録」（『蘇撫張（張樹聲）奏江蘇試用人員擁擠甚於他省請旨勒部暫停分發摺子』）による。なお、この分発の停止を受け、江西道監察御史張觀準は分発された候補官僚について恣意を廃した目録を作成、地方官署理のほか釐金局委員なども含め輪委させることを提案している（『申報』同治十三年三月初十日「同治十三年二月廿四日京報全録」（『御史張（張觀準）奏疎通吏治摺子』）。

(12) それぞれ、『申報』光緒四年四月初三日「光緒四年三月十九日京報全録」（『黔撫黎（黎培敬）奏吏治清源來片』、同年十月初六日「光緒四年九月二十五日京報全録」（『浙撫梅（梅啓照）奏請暫停分發以冀疏通摺子』、光緒六年正月初十日「光緒五年十二月十一日京報全録」（又「貴州巡撫岑（毓英）奏為請再停止分發人員年夾片」、光緒九年二月初四日「光緒九年正月初十一日京報全録」（『晉撫張（張之洞）奏請將勞績捐納兩項同通各員停止分發摺子』、同年四月十一日「光緒九年四月初二日京報全録」（『江撫潘（潘霽）奏請再展停分發摺子』）。

(13) 『申報』光緒三年十二月十九日「光緒三年十一月二十三日京報全録」（『御史彭（彭世昌）奏請飭部變通辦理班次以重正途摺子』。朝廷はこの時期捐納出身者の地方官就任を妨げず、また地方の悪弊に染まらせないため進士の地方官就任を抑制する傾向にあったという（『申報』光緒三年四月十八日「論冗官」。中央官の動静については水盛涼「召見の風景——清朝後期における謁見儀礼の基礎的研究」（『東北大学文学会「文化」第七十七卷第一・二号、二〇一三年九月）、また「科挙制与中央機関——以清末『戸部同官録』八旗官僚为中心」（『第十一屆科挙制与科挙学術研討會論文集』廈門大学考試研究中心、二〇一四年十一月）を参照のこと。

(14) 『申報』光緒九年二月初八日「光緒九年正月二十三日京報全録」（又「給事中孔憲毅 奏請特予停止片」、および光緒九年二月十七日「光緒九年二月初七日京報全録」（『都察院張（張佩倫）奏謹籌停捐善後之法摺』。なお、張佩倫の上奏は『申報』編纂者に刺激を与えたようで、以降光緒九年二月十九日「書

張幼樵宮庶條陳停捐善後疏後一、二月念三日「同二」、二月念六日「同三」、二月念九日「同四」、三月初一日「讀張幼樵宮庶條陳停捐善後疏贅言」のような連作記事を生むことになる。

(15) 『申報』光緒二十四年九月廿二日「論整飭吏治宜先停止捐納」。

(16) 中国第一歴史档案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』第一六冊「嘉慶十六年」(広西師範大学出版社、二〇〇〇年十一月)における一二二八号文書、また中央研究院歴史語言研究所藏清宮内閣大庫档案、登錄号一二四四三七「吏部為試用人員期滿嚴加甄別事」。

(17) 中国第一歴史档案館編『咸豐同治兩朝上諭檔』第一六冊「同治五年」(広西師範大学出版社、一九九八年八月)における一七三三号文書。

(18) 盛康『皇朝經世文續編』卷九九「刑政二」「律例上」「請飭臣工講求律例疏」。

(19) 中国第一歴史档案館編『乾隆朝上諭檔』第一冊(档案出版社、一九九一年六月)における一九三四号文書。

(20) 曾家旧蔵抄本などに基づく『曾國藩全集』「奏稿」(岳麓書社、一九九一年五月)における二五二四号文書「遵照部定新章甄別勞績保奏之知府知縣摺」。

(21) 『曾文正公文集』「批牘」卷五「江督署吏科」に収録されるが、本件に月日は記載されない。月日は『曾國藩全集』「批牘」収録八一四号文書「批江藩司詳送許邦行等甄別考試由」による。

(22) 『曾文正公文集』「批牘」卷五「江督署吏科」、『曾國藩全集』八二七号文書「批江藩司詳袁照應否無庸考試由」による。

(23) 『曾文正公文集』「書札續抄」卷四「復丁雨生方伯」。日時は『曾國藩全集』「書信」七〇三二号文書により補った。しかし丁日昌は官僚との接見時に「地方利弊」などを書した「清摺」を持参させ(『撫吳公牘』卷之二九「酌擬候補府廳州縣銜參章程」)、一年期滿の人事査定も秘密に行っている(同卷之四三「札催委員等覆試」)。なお、曾國藩は同治元年三月初八日に江西布政使であった李桓に対し、酌委すなわち人事権者による拔擢と輪委すなわち輪番制による任務獲得とを比較し、輪委を称揚している(『曾文正公文集』「書札續抄」卷一「復李輔堂方伯」、『曾國藩全集』「書信」三〇五八号文書)。

(24) 「奏任途日雜請飭考核裁汰疏」(『同治中興京外奏議約編』卷二)。それに対し、上諭が同治七年九月二十二日に下されている(『咸豐同治兩朝上諭檔』第一八冊「同治七年」における七五七号文書)。

(25) 「條陳整飭吏治疏」(盛康『皇朝經世文續編』卷十八「吏政一」「吏論上」)。それに対し、上諭が同治八年二月二十一日に下されている(『咸豐同治兩朝上諭檔』第十九冊「同治八年」における一〇四号文書)。

(26) 「奏案八本」(東洋文庫蔵、請求記号二・十三・B・二二六)所収の同治八年四月初四日付「遵旨議奏摺」。

(27) 『申報』同治十三年八月十三日「七月二十七日京報全錄」又(『掌江西道監察御史袁承業 奏勞績保歸候補班各員遇有中簡歸輪之缺各按原保序補摺子』)。

(28) 『申報』光緒二年十月念三日「光緒二年十月初七日京報全錄」(廣督劉(劉坤一)奏考察試用人員摺子)。

(29) 以上のような「一年期滿」に関連する候補官僚の面接制度については、従来まったく知られてこなかった。冒頭に挙げた鮑源深の上奏も、法源の記載を除けば、本文は「臣查、該員潘家鈺、精詳練達」といった無味乾燥なもので、基本的に「文集」「實錄」「東華錄」には収録されていない。おそらく、これら上奏には何ら文学的価値が存在せず、かといって政治的に重要な記載を含むわけでもないからであろう。ただし、「京報全錄」の当時の讀者にとり、官僚の異動や評価についての知識は重要なものであったろう。同様の理由からか、第二節以降に論じる甄別考試制度についても「實錄」等には全くといってよいほど収録されていない。

- (30) 『咸豊同治兩朝上諭檔』第三冊「同治十二年」における五八号文書。
- (31) 『申報』同治十二年三月初七日「二月十二日京報全錄」「御史吳（吳鴻恩）奏恭遇親政伊始敬獻蕝薶摺子」。なお、この吳鴻恩の上奏をうけ、都察院左都御史の胡家玉が京官の保舉について上奏を行っている（『申報』同治十二年七月初三日「閏六月十一日京報全錄」「都御史胡（胡家玉）奏部院正途人員日形擁擠請旨酌核保舉量予疏通摺子」）。
- (32) 『申報』同治十二年五月初四日「四月十三日京報全錄」「福建巡撫王（王凱泰）奏應詔陳言敬抒管見摺子」。
- (33) 中国第一歴史檔案館藏軍機處錄副奏摺の同治朝綜合類に同治十二年六月二十日「敬陳安危大計摺」（三・八九・五〇九〇・三〇）として収録される。徐桐の上奏の詳細については苑書義「論徐桐の自強觀」（『河北師範大學學報（哲學社會科學版）』二〇〇八年第三期）を参照した。
- (34) 中央研究院近代史研究所藏の總理衙門檔案に「議覆侍郎徐桐具奏安危大計一摺」（〇一・三四・〇〇七・三〇一）として収録される。
- (35) 同治十二年十月二十七日付「撤勇停捐課吏摺」および同日付「密陳遵籌整頓吏治營伍財用片」（ともに『岑襄勤公遺集』卷九）。
- (36) 『咸豊同治兩朝上諭檔』第三冊「同治十二年」における九三四号文書および九三三、九三五号文書。
- (37) 同治十一年十二月十九日付「官軍克復大理府城首逆伏誅全郡肅清摺」（『岑襄勤公遺集』卷六）。
- (38) 『申報』同治十三年八月二十三日「八月初八日京報全錄」「署滇督岑（岑毓英）奏甄別庸劣各員摺子」。
- (39) 『申報』同治十三年五月十八日「五月初八日京報全錄」「雲貴督岑（岑毓英）奏整頓吏治考核各項人員分別擬請摺子」。
- (40) 『申報』同治十三年九月十八日「九月初四日京報全錄」「署督岑（岑毓英）奏滇省考核第二次考核各項人員分別擬請摺子」。
- (41) 『申報』同治十三年九月十九日「九月初六日京報全錄」「御史梁（梁景先）奏請飭各省督撫考核羣吏以清治源摺子」。上諭は同年八月二十四日付で「吏部議奏」と命じている（『咸豊同治兩朝上諭檔』第二十四冊「同治十三年」における七二五号文書）。
- (42) 『申報』同治十三年九月十一日「仕途甄別新章」。
- (43) 『申報』同治十三年九月十四日、無上上人法入「書申報仕途甄別新章後」。
- (44) 『申報』同治十三年九月十二日「閩浙省候補各員時上條議」、および同年九月十七日「續述疏通仕途條陳」、同年十月念三日「上書得差」。後者の候補縣丞王炳焜は同年十二月初四日「浙省撫轅事宜」に鎮海船貨捐局勤務となり、海運滬局へ転任したことが知られる。
- (45) 『申報』同治十三年九月十五日「又書無上人法入論後」、あるいは光緒二年三月念六日「再論考試官員」。同様の意見は官僚側にも散見する（『申報』光緒元年三月念一日「光緒元年三月初八日京報全錄」「河南學政費（費延釐）奏為謹遵諭旨據寔直陳摺子」。ただし、『申報』はこの河南學政費延釐の上奏に對し、光緒元年三月念三日「書鄧抄費學使疏後」として捐納候補者への試験実施が有為の人材の任官を妨げ國家の收入にも悪影響を与えると指摘する。とに言及する。曾國藩のこのような言動は光緒二年八月十五日「論捐班」や光緒三年五月念五日「論近日捐納事」にも引かれている。
- (46) 『申報』同治十三年九月二十日「姑妄言之」。同年十月念三日の春艸吟廬「妄陳整頓仕途情形」も曾國藩、李鴻章、左宗棠が試験制度を導入しなかったことに言及する。曾國藩のこのような言動は光緒二年八月十五日「論捐班」や光緒三年五月念五日「論近日捐納事」にも引かれている。
- (47) 『申報』同治十三年十月初五日「整頓仕途說」、また同年十一月十四日「書疏通仕途議後」も釐金経営に言及する。
- (48) 『申報』同治十三年十月初八日、客閩運塘生「續論甄別仕途新章」。
- (49) 『申報』同治十三年十一月二十日「獻仕途整頓策」、あるいは光緒元年二月念五日「論各官宜在公堂理事」もまた同様の意見を取る。
- (50) 『申報』光緒二年三月念三日「論各省考試官員」。

清朝末期の候補官僚と人事評価——光緒初年の官僚試験制度導入を中心に——（水盛）

- (51) 『申報』 同治十三年十月初八日「浙省知縣變動」。
- (52) 『申報』 同治十三年十月十六日「浙省整頓仕途」。
- (53) 『申報』 同治十三年十月念九日「浙省考試海運委員」。
- (54) 『申報』 光緒元年正月念五日「聞浙省甄別仕途所擬新章」。
- (55) 『申報』 光緒元年二月初四日「浙省甄別仕途有期」。
- (56) 『申報』 光緒二年五月初一日「浙省考試官員」。
- (57) 『申報』 光緒二年五月十六日「浙省考試候補官」。
- (58) 『申報』 光緒元年三月初三日、宦海慈航客稿「論考核羣吏末議」。
- (59) 『申報』 光緒元年正月十九日「同治十三年十二月十六日京報全錄」。「閩督李（閩浙總督李鶴年および福建巡撫王凱泰）奏為酌量考試正佐官員摺子」。
- (60) 『申報』 光緒元年二月念三日「光緒元年二月初十日京報全錄」。「御史鄧（鄧慶麟）奏署事各員亦有政績可稽毋庸與考夾片」。
- (61) 『申報』 光緒元年五月念二日「光緒元年五月初八日京報全錄」。「廣東巡撫張（張兆棟）奏酌擬考試官員以清仕途而肅吏治摺子」。
- (62) 『申報』 光緒元年三月念一日「弭盜淺說」。
- (63) 『申報』 光緒二年三月初二日「考試新章」。
- (64) 『申報』 光緒二年六月初五日「光緒二年閏五月十五日全錄」。「黔撫黎（黎培敬）奏為考試府廳州縣各官分別等第摺子」。
- (65) なお、『申報』 光緒元年七月初七日「光緒元年六月二十二日京報全錄」。「又（岑毓英）奏整頓吏治催調各員到省考核夾片」では「並新授實缺指省分發到滇捐納軍功出身」として實缺勤務者を試験対象とするほか、「不列等之知縣楊正清等三員、勒令回籍學習」として三名を帰郷処分としている。
- (66) 『申報』 光緒元年二月初八日「光緒元年正月二十日京報全錄」。「御史袁（袁承業）奏遵旨謹陳管見摺子」。
- (67) 『申報』 光緒二年二月念六日「湖南王中丞考官德政」。
- (68) 『申報』 光緒二年閏五月十七日「光緒二年閏五月初二日京報全錄」。「湖南巡撫王（王文韶）奏為考試府廳州縣各官分別等第摺子」。
- (69) 『申報』 光緒二年閏五月十七日「光緒二年閏五月初二日京報全錄」。「又（王文韶）奏為省外實任署事府廳州縣調赴省城考試夾片」。なお王文韶もまた黎培敬同様に吏部咨文を引くが、「不列等、勒令回籍學習、三五年後再行赴省報考」の部分に欠く。
- (70) 『申報』 光緒二年四月十二日「湖北翁中丞考試候補人員題目」。
- (71) 『申報』 光緒二年三月念四日「再論考試官員」。
- (72) 『申報』 光緒二年三月初六日「光緒二年二月十九日京報全錄」。「又（吳元炳）奏為州縣以上候補各官統行考試並議月課章程分別勸懲以清吏治摺子」。江蘇省内の督撫権限や管轄の変遷については、水盛涼「太平天国江南蘇福兩省地域考略——以清末江蘇寧屬蘇屬的分化為中心」（『曾國藩研究』第六輯、湘潭大學出版社、二〇一二年四月）を参照。なお『申報』 光緒五年十一月念三日「窮官輕命說」には、候補知府や道台こそ交流のうえで容儀を整えるため貧困に陥りやすいにもかかわらず、「大憲以為能捐至此官則其家必殷實有餘」として高位捐納者は上層部から裕福と思われるであろうか。ここで知縣以上の候補官僚が奨励金試験の対象とならなかったのは、地方大官のこのような認識が背景にあったものであろうか。
- (73) 『申報』 光緒二年二月十八日「蘇省撫轅事宜」、また同年二月念一日「蘇省撫轅事宜」。

- (74) なお、この月課制度について、注七前掲蕭宗志『候補文官群体与晚清政治』第六章では、「論設館課吏之法之善」（上海宜今室主人『皇朝經濟文新編』之四「吏治」）を引き、丁日昌が開始したものとす。確かにその文中には「同治間、揭陽丁中丞、巡撫吳下、慨念仕習日卑。特仿書院課士法、創設候補官月課之舉」とあるのだが、その記事には後部に「張香濤制軍、建節粵東、以來吏治・民風、勤求不倦。茲者復設課吏館於省垣光孝寺內、以爲各官學習吏治之所」として張之洞の兩廣總督赴任による課吏館建設が描かれ、光緒十年以降のものとなる。それに対し、吳元炳は前述のように光緒二年段階に、張之萬を月課開始者としている。それゆえ、本稿では官僚としての正式な回答であり、各記事中で最も早い時期に月課開始者に言及している吳元炳の言動を採用した。丁日昌は同治四年の兩淮鹽運使就任すぐに管下へ一回に限っての面接試験実施を下令しているが（丁日昌『丁禹生政書』「淮鹺公牘」における「札三分司一件通飭遵照事」）、『皇朝經濟文新編』記事は本件を意識したものであるうか。なお江寧布政使管下の寧屬は「申報」光緒九年四月念一日「秣陵瑣聞」によれば、「秣陵吏治之考、始於曾文正公、所以周卹貧員、並可借此以覘其才學」として曾國藩に始まるとする。
- (75) 『申報』光緒二年六月初一日「蘇省撫轅事宣」、同年六月十二日「蘇省撫轅事宣」、同年七月初六日「蘇省撫轅事宣」。
- (76) 『申報』光緒二年閏五月初六日「考試候補人員定章」。
- (77) 『申報』光緒二年六月十四日「蘇省撫轅事宣」。
- (78) 『申報』光緒二年六月十二日「蘇省撫轅事宣」。
- (79) 『申報』光緒二年六月念一日「蘇省撫轅事宣」。
- (80) 『申報』光緒二年三月初二日「蘇省撫轅事宣」、および同年二年三月念七日「優獎候補官員」。
- (81) 『申報』光緒二年四月初七日「江撫吳中丞考試官員第一次題目」。
- (82) 『申報』光緒二年四月初八日「蘇省撫轅事宣」、および同年四月十一日「蘇省撫轅事宣」。
- (83) 『申報』光緒二年七月十四日「蘇省撫轅事宣」。
- (84) 寧屬での試験実施は後述郭階の事績のほかにも見受けられ、光緒八年に兩江總督となった左宗棠は「江督左等揀調知縣摺子」（『申報』光緒八年九月十六日「光緒八年九月初五日京報全錄」）、「江督左等奏請補要缺知縣摺」（同九年三月初九日「光緒九年二月二十九日京報全錄」）の中で光緒二年ごろに寧屬において「新章考試、取列三等」また「并遵新章考試、取列二等」と判定された人物を挙げている。
- (85) 郭階『天均卮言』卷一（上海圖書館藏、請求記号四六二三〇）光緒二年丙子條。以下、本文中において特に記載がない限り、郭階の事績は『天均卮言』を参照した。
- (86) 曾國藩の日記には幾度かの信書授受の記録が残されている。郭沛霖の事績については胡增廓「郭光祿公家傳」（『續碑傳集』卷六〇「忠節七」）を参照した。同治元年八月二十七日、郭階は叔父郭舜民の紹介により曾國藩と初めて対面している（『曾國藩全集』「日記」同日條）。
- (87) 郭筠は同治四年四月二十一日に曾國藩の二男曾紀鴻と婚姻を結んでいる（郭階『遲雲閣文稿』卷三「亡妹蘋墓表」、上海圖書館藏、請求記号四六二三二七）。また『曾國藩全集』「日記」同治四年三月十六日條、岳麓書社、一九八八年一月）。ただし、すでに郭筠と曾紀鴻とは許婚であったようである。郭階は同治三年時点で曾紀鴻の「妻舅郭慕徐」とされていた（『曾國藩全集』「家書」同治三年八月十四日「致澄弟」、岳麓書社、一九八五年十月）。慕徐とは郭階の字である。
- (89) 『申報』同治十一年八月十七日「蘇省撫轅日報」。曾國藩死後の遺族の苦境については、『左文襄公書牘』卷二六「答上海製造局李勉林觀察」に一部言及

がある。

- (90) 董蔡時「略論太平天国失敗前後湘系内部的矛盾斗争」(『蘇州大学学报(哲学社会科学版)』一九八九年第一期)。同様なことを王芳・趙勇・黃吉慶「沈葆楨与曾國藩關係略論」(『湖南人文科技学院学报』二〇〇四年第四期)も述べている。なお沈葆楨は左宗棠の委嘱を受け福州において船政大臣に着任していたが、すでに两江総督時期には左宗棠とも一定の距離を持っており、その複雑な心中を姻戚關係にある林則徐の息子林拱樞に吐露している(沈葆楨『沈文肅公牘』卷十一「督江五」)「復林心北侍御、福建人民出版社、二〇〇八年五月)。この書簡には李鴻章との距離についても触れられているが、それは『申報』光緒五年十一月念一日「西報論故督」にも見て取ることができる。
- (91) 郭階「遲雲閣文稿」卷四「恐懼修省論」(上海図書館蔵、請求記号四六三三二七)。
- (92) 孫衣言「遜學齋文鈔」卷一「謝摺・奏議・策問」金陵試僚屬策問四首」。孫衣言は郭階の昇進に関係するものの、光緒三年二月に着任しており、郭階の受験した光緒二年閏五月ではなく次年度を担当したものであろう。また『申報』光緒四年十二月初二日「吳下近聞」には候補知縣が「堯舜帥天下以仁」なる出題に困り果てて支離滅裂な解答を行ったという笑話が収録されている。なお課吏館の時代の「策題」となるが、光緒三十二年には陝甘總督の升允が七〇字にわたる北京奠都に関する問題を出題している(胡孔哲「范紫東先生年譜」『西安戲曲史料集』中国廣播電視出版社、一九八九年十二月)。
- (93) 沈葆楨による鄭世恭への信書を参照(『沈文肅公牘』卷一一「督江五」)「復鄭雲友鳳池掌教」。
- (94) 光緒六年には釐金運営をめぐる巡撫吳元炳と対立、總辦職を辞職したという。ただ、同年中に两江總督劉坤一により金陵善後總局總辦に任じられ、以降多くの局の總辦職を歴任していく。
- (95) 『申報』光緒五年三月十六日「書黃侍御寓生財於節用疏後」。
- (96) 『申報』同治十三年十二月念一日「兩淮候補班輪委差使章程」。
- (97) 『申報』光緒元年四月初三日「運憲考試人員」。また、同元年四月初四日「書兩淮運憲考試人員後」も同様の見解をとり、「是以欲行考試之法、然與其嚴行考試、不如暫停分發」として、兩淮においては候補官僚の削減こそが急務であると訴える。兩淮鹽區の候補官僚の貧困は、光緒元年十二月初七日「苛待貧員」、同年十二月十四日「論苛待貧員」のように問題化していた。
- (98) 『申報』光緒元年十二月念六日「運署考試題名」。
- (99) 『申報』光緒三年正月十五日「光緒二年十二月十一日京報全錄」(又「雲南巡撫潘鼎新」奏遵旨整頓吏治考核文職官員摺子)。同知王汝霖らについては、注四〇前掲岑毓英上奏を参照。
- (100) 『申報』光緒三年六月十七日「光緒三年六月初二日京報全錄」(滇撫潘(潘鼎新)奏為甄別停委各員夾片)。
- (101) 『申報』光緒三年八月初五日「光緒三年八月初五日京報全錄」(又「李元華」奏為遵章第二次考試捐納勞績兩項出身各官等第情形摺子)、また光緒三年九月念一日「光緒三年九月初十日京報全錄」(又「李元華」奏東省第三次補考捐納保舉俊秀監生出身人員夾片)、また光緒四年八月初八日「光緒三年十二月初七日京報全錄」(署滇藩杜(杜瑞聯)奏為考試文職各員擬取等第摺子)、また光緒四年八月初三日「光緒四年八月初三日京報全錄」(黔撫黎(黎培敬)奏考試佐雜各員等第片)。
- (102) 『申報』光緒四年九月初一日「光緒四年九月初一日京報全錄」(御史傅(傅大章)奏為整頓吏治摺子)。
- (103) 『申報』光緒五年閏三月初七日「光緒五年三月二拾五六日京報全錄」(御史戈(戈靖)奏為敬陳管見摺)。戈靖は雲南省永昌府保山縣出身で咸豐六年丙辰

科第三甲四十四名進士の戈尚志であり、それゆえにこそ雲南省で始まった官僚試験制度に対し提言を行ったものであろうか。

(104) 『申報』光緒五年四月初九日「論官場考試」。
(105) 王韜『弢園文新編』「停捐納」。

(106) 『申報』光緒五年八月十二日「光緒五年七月二十九日京報全錄」。「豫撫涂（涂宗瀛）奏考試各官分別等第摺」。なお、この上奏文には「並經前撫臣暨臣、迭次考過各員分別等第、隨時奏報」なる言葉が見え、「京報全錄」には見えないものの河南省においても以前より官僚試験制度が行われていたことが分かる。

(107) 山東大学山東文献集成編纂処『山東文献集成』第三輯（山東大学出版社、二〇一〇年一月）には艾紫東の著作五点が収録されている。その妻徐桂馨もまた音韻の研究で知られ、『清史稿』列女伝に立伝されている。

(108) 『申報』光緒三年二月念六日「餘杭案審結」。

(109) 『申報』光緒四年十月初十日「擬募捐管豫賑賑米疏」。この記事は「此浙江署臬憲方於九月初十日季考佐雜人員題」として、署理浙江按察使で杭嘉湖道であった方鼎鋭が山西省は河南省への募金活動について出題し、うち「浙江七品官兒」なる人物の解答が優れていたために収録されたものらしい。

(110) 『申報』光緒三年七月十五日「釐局新章」。この公局下級職の委員への開放は、もともと王凱泰が広東布政使に着任した同治六年に実施されたものという（光緒三年七月初九日「書循環日報論官場苦況後」）。司事が幕友に類する存在から下級官僚に改められたことにより、不正行為の減少や官僚の職事実習を兼ねると期待されたが（同七月念二日「整頓釐局」、念六日「論釐局改定新章」、念八日「再論釐局新章」、九月念三日「釐局新章施行」、十一月念二日「體恤屬員」、光緒四年三月初三日「論興利本務」、釐金局内に委員が増加したことにより主導権争いが起こるなど弊害も発生した（光緒三年十二月念三日「官争新水」）。

(111) 『申報』光緒四年二月初三日「釐局添委」。

(112) 『申報』光緒五年十一月念三日「窮官輕命說」。

(113) 『申報』光緒五年十一月念八日「書章御史請嚴加甄別摺所奉諭旨後」。なお、この記事対象の上諭は章乃奮の上奏に対応したものである（光緒五年十二月十三日「光緒五年十一月二十一日京報全錄」。「御史章奏（章乃奮）為請旨飭下嚴加甄別以清流品摺子」。ただし、それでもなお人事査定の側面を保持していたようで、光緒八年時点で兩淮候補運判盧朝弼なる人物が「並照新章考試、取列二等」であったとし「堪以留准補用」判断の材料に用いられている（光緒八年十月念八日「光緒八年十月十六日京報全錄」。「又（左宗棠）補奏甄別連判片」）。

(114) 『申報』光緒十三年十二月十五日「蘇藩示諭」。

(115) 『申報』光緒九年四月念一日「林陵瑣聞」。

(116) 『申報』光緒七年十二月二十日付「裁汰冗員摺」。「岑襄勳公遺集」卷十七）。

(117) それぞれ戈靖は注一〇三前掲、また張之洞は注二前掲の上奏を受けてのものとなっている。

(118) 『申報』光緒八年五月念八日「覆議考官章程」。

(119) 『申報』光緒八年六月初一日「接登閩省覆議考官章程」。

(120) 『申報』光緒八年六月念二日「考官章程書後」。

清朝末期の候補官僚と人事評価——光緒初年の官僚試験制度導入を中心に——（水盛）

- (121) 『申報』光緒八年六月初三日「光緒八年五月念二日京報全錄」御史陳（陳啓泰）奏請申諭各省考試人員做照閩省章程片」。
- (122) 『申報』光緒九年正月初九日「考試候補各員示」。試験は光緒八年十二月念某日に行われたという。なお潘爵が江西に到着したのは潘爵自身の『韓園自定年譜』（上海図書館蔵、請求記号四一四九〇八）によれば、「進署」は十二月十三日という。
- (123) 『申報』光緒八年六月十二日「光緒八年六月初二日京報全錄」侍郎寶（禮部右侍郎宗室寶廷）奏請整頓八旗人才摺」。
- (124) 『申報』光緒十三年三月初三日「光緒十三年二月二十六日京報全錄」晉撫剛（山西巡撫剛毅）奏敬陳管見摺」、また『邸抄』（北京圖書館出版社、二〇〇四年四月）第四冊「光緒拾參年貳月」二月二十一日奏報」。
- (125) 「論設館課吏之法之善」（上海宜今室主人『皇朝經濟文新編』之四「吏治」）。
- (126) 『邸抄』（北京圖書館出版社、二〇〇四年四月）第九三冊「光緒貳拾陸年壹月」正月十八日奏報「陸元鼎片には江蘇巡撫吳元炳の『月課章程』に基づきなお「准吏部咨行令一體考試甄別」として試験が継続している旨の記載がある。
- (127) 中国第一歴史檔案館編『光緒朝上諭檔』第二六冊「光緒二十六年」（広西師範大学出版社、一九九六年十一月）における一八〇四号文書。
- (128) 『申報』光緒二十七年五月十六日「續錄江西巡撫李勉林中丞覆奏變通政務摺稿」の「二日考課官吏」條。
- (129) 南亭亭長「官場現形記」第五十六回「製造廠假札賺優差、仕學院冒名作槍手」、および第五十七回「慣逢迎片言矜秘奧、辦交涉兩面露殷勤」。
- (130) 同時期、外交官に対しても試験が導入されている。李文杰「晚清總理衙門的章京考試——兼論科舉制度下外交官的選任」（『近代史研究』二〇一一年第二期）を参照のこと。
- (131) 陳鋒「二〇世紀的晚清財政史研究」（『近代史研究』二〇〇四年第一期）。
- (132) 『申報』光緒三年五月念五日「論近日捐納事」。
- (133) 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇四年二月）中の附篇「中国の近代国家と財政」第二節「近代の財政膨張」。
- (134) 羅爾綱『湘軍新志』（一九三九年、沈雲龍主編『近代中國史料叢刊續編』第九四七冊、文海出版社、一九八三年五月に影印）。
- (135) 『申報』光緒二十年九月初五日「光緒二十年八月二十四日京報全錄」蘇撫奎（奎俊）奏松滬釐局十九年下半年收支釐金數目摺」。
- (136) 『申報』光緒元年二月十一日「光緒元年正月二十三日京報全錄」御史王（王立清）奏各省所設分局不准委用本州本縣之紳已委署請該行裁撤夾片」、また光緒五年三月十二日「光緒五年二月二十九日京報全錄」御史黃（黃元善）奏為敬陳管見摺子」、あるいは光緒十年の戸部「遵旨會議開源節流事宜疏」（盛康『皇朝經世文續編』卷三〇「戶政二」「理財中」）。
- (137) それぞれ、同治十三年京報の注三九岑毓英奏、注五九李鶴年・王凱奏、光緒元年京報の注六一張兆棟奏、光緒二年京報の注七二吳元炳奏、光緒三年の注一〇潘鼎新奏、注一〇一李元華八月奏、同注一〇一李元華九月奏、同注一〇一杜瑞聯奏、光緒五年注一〇六の涂宗瀛奏。
- (138) 『申報』光緒二年十二月十四日「光緒二年十一月十一日京報全錄」又（湖北巡撫翁同爵）奏為委員甄別試用知縣摺子」。
- (139) 『申報』光緒三年二月十三日「光緒三年正月念五日京報全錄」國子監司業寶（寶廷）奏為敬陳管見四條摺子」。
- (140) 『申報』光緒二年七月初八日「浙藩察看屬員」。
- (141) 注一三三前掲岩井茂樹著書の第三章「清末の危機と財政」、あるいは岩井茂樹「中華帝国財政の近代化」（飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ二〇世紀中国史 一 中華世界と近代』東京大学出版会、二〇〇九年七月）。

こうした事態は、例えば安徽巡撫裕祿が贖金の停止と常関の復活を行い、中央が常関停止を継続する他省に復活を迫ったことなどと通底する（『申報』光緒元年六月初七日「浙省南北關重開」、『申報』光緒九年五月初三日「光緒九年四月念二日京報全錄」「浙撫劉（劉秉璋）奏爲據實瀝陳摺」等を参照）。

〔附記〕 なお本稿は、科学研究費補助金・若手研究（B）「近代中国における地方官僚およびその機構に関する研究」（研究課題番号二五七七〇二五二）の成果の一部である。また本稿は「清末官員考試制度小論——以浙江「甄別仕途新章」爲中心」（天一閣博物館編『科挙与科挙文献國際學術研討會論文集』上冊、上海書店出版社、二〇一二年七月）の内容を大幅に改稿したものである。

Reserved-officials and Personnel Assessment : with a Focus on Launching Bureaucrat Exam System in the Early Guangxu Period

Ryohichi MIZUMORI

During the Tongzhi/Guangxu years at the end of the Qing Dynasty, the number of bureaucrats rapidly increased in response to wars and various other circumstances as recommendations for official rank were made based on various achievements and use of the system of selling appointments. Moreover, these bureaucrats were permitted to stand by in specific areas besides their domicile of origin, and a group was formed by the enormous number of bureaucrats waiting for posts. Because they moved into roles related to the concurrent promotion of modernization, new social work and management of the new tax system, the most important challenge of local administration in the latter years of the Qing Dynasty was selecting human resources from the vast bureaucracy, assigning them to each area and managing the various projects well. One of the solutions was the introduction of a system of testing Reserved-officials based on the Imperial examination.

Although this system was an important one which developed into the modern local university, research on it has been minimal. With a focus on *Shanghai News*, the bureaucrat exam system launched in the Tongzhi years is considered, and the mode of local bureaucracy at the time is observed via discussions at the time the system was introduced, the method of implementing the exam system and its transformation. An analysis of the transformation is also performed.

Specifically, individual interview exams were introduced for Reserved-officials in the sixth year of Emperor Tongzhi's reign, and written exams were carried out all at once in the provinces of Yunnan and Zhejiang. After the first year of Emperor Guangxu's reign, the Ministry of Personnel promoted the exams, and they spread to each province. However, due to various factors, the bureaucrat exam system eventually fell out of use as a personnel assessment in all but a few regions.

Moreover, when the exam system was first introduced, Zeng Guofan criticized the local exams, saying that they undermined the function of the Ministry of Personnel. However, there are no other documents from that time that recognize the exam system as infringing upon the authority of the Ministry of Personnel. This is likely because the introduction of the bureaucrat exam system served a certain function in providing the central government with a means to keep up with trends in local bureaucracies. However, it was not beneficial only to the central government but also allowed local high-ranking officials to obtain backgrounds on Reserved-officials and functioned as a good system for capturing public sentiment. Additionally, the local bureaucrats, who were the target of the exams, hoped to attain distinction in the midst of temporary fairness. As it were, compromise and negotiation took place at every level, which allowed the bureaucrat exam system to be established.